

10月12日から13日にかけて福島県を通過した台風19号の影響により二本松市内においても甚大な被害が発生し、一時、430人の方が避難所に避難しました。被災した方の生活支援（市税等の減免など）についてお知らせします。

・市税等の減免

台風19号により被災された方の令和元年度分の個人市県民税等の減免を実施します。

対象税目

- ・個人市・県民税
- ・固定資産税
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料

対象となる税額等

災害が発生した10月12日以後に納期の末日が到来し、かつ10月12日現在において納付していないもの  
**減免申請に必要なもの**  
 損害の程度を判定した罹災証明書

申請期限

令和2年1月24日(金)

その他

減免の要件、対象となる納期および申請方法等については、税務課、各支所地域振興課および各住民センターに設置した「市税等の減免の案内」をご覧ください。くか、市ウェブサイトでご確認ください。

◎問い合わせ：

- ・個人市・県民税および国民健康保険税の減免  
 税務課市民税係  
 ☎(55)5085  
 Fax(22)0790
- ・固定資産税の減免  
 税務課資産税係  
 ☎(55)5086  
 Fax(22)0790
- ・介護保険料の減免  
 高齢福祉課介護保険係  
 ☎(55)5115  
 Fax(22)1547
- ・罹災証明書の発行  
 生活環境課生活防災係  
 ☎(55)5102  
 Fax(22)4479

・国民年金保険料の納付免除

台風19号により被災し、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により納付を免除される場合があります。

災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。

申請に必要な書類

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
- ※財産等の金額および損害額等の必要事項を記入します。
- ※様式は日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。
- ・罹災証明書
- ※罹災証明書等により損害の程度が確認できる場合『被災状況届』の提出は不要です。

・保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し

※保険金・損害賠償金等が支給される場合は必要となります。

免除の対象となる期間

令和元年9月分

～令和3年6月分

※令和2年7月以降も免除を希望される場合は、令和2年7月以降に改めて申請していただく必要があります。

留意事項

保険料を免除された場合、将来受け取る年金が減額されます。また、既に保険料を納付された期間については、免除期間の対象外となります。

◎問い合わせ：

- 国民年金課国民年金係  
 ☎(55)5106  
 Fax(22)1547
- 東北福島年金事務所  
 ☎024(535)0141  
 Fax 024(535)3529

ハザードマップの確認を！

今年4月末に配布したハザードマップに、避難所の場所等を掲載しています。

いつ起こるとも分からない災害に備えて、ご確認をお願いします。



◎問い合わせ...

- 生活環境課生活防災係  
 ☎(55)5102 Fax(22)4479
- 各支所地域振興課市民福祉係

・国民健康保険一部負担金

・後期高齢者医療保険一部負担金

・介護保険利用料の免除

対象者

台風19号により被災された方のいずれかに該当する方  
①住家の全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方

※床下浸水は対象外です。

②主たる生計維持者が死亡し、または、重篤な傷病を負われた方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が事業を廃止、または休止された方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

申請に必要な書類  
①の対象者：罹災証明書  
②～⑤の対象者：下記までお問い合わせください。

免除の期間

被災の日から令和2年1月末日診療分・利用分まで  
その他

入院・入所時の食費・居住費などは免除の対象外です。

柔道整復師、はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師による施術や、治療用器具などの療養費に係る一部負担金相当額は対象外です。

◎問い合わせ：

・国民健康保険

国保年金課国保年金係  
☎(55) 5106  
Fax(22) 1547

各支所地域振興課市民福祉係

・後期高齢者医療保険

国保年金課医療給付係  
☎(55) 5107  
Fax(22) 1547

・介護保険

高齢福祉課介護保険係  
☎(55) 5115  
Fax(22) 1547

・水道料金  
・下水道使用料の減免

減免後の料金は、11月に実施する検針結果を踏まえ個別にお知らせします。

なお、今回の減免に当たり申請の必要はありません。

水道料金

断水のあった地域については、断水期間に応じて、基本料金および水量料金の減免を実施します。

浸水等の被害を受けた世帯については、通常使用するであろう水量を超えた分の減免を行います。

下水道使用料

下水道料金に応じた減免を行います。

◎問い合わせ：

・水道料金

上下水道課水道管理係  
☎(55) 5135  
Fax(62) 1033

・下水道使用料

上下水道課下水道管理係  
☎(55) 5138  
Fax(62) 1033



- 1\_三保市長が被災の様子を県知事へ説明
- 2\_陸上自衛隊の皆さんによる給水活動
- 3\_海上自衛隊の皆さんによる仮設風呂の設置
- 4\_被災状況の情報収集を行っていただいた国土交通省のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)からの被災状況の調査結果報告
- 5\_夜どおし対応に当たった消防団の皆さん

